

Contents *石綿事前調査結果の電子報告が始まります

*4月10日はエアコン試運転の日 *クールビズ告知 *コラム

石綿事前調査結果 の電子報告が始まります!

石綿（アスベスト）の飛散防止対策を強化する大気汚染防止法が改正されたことにより、2022年4月1日以降に着工する、解体・改修工事を対象として、石綿に関する事前調査結果を、労働基準監督署・自治体に報告する制度が始まりました。

中村 一也

これまでは、石綿が含まれていない場合は報告の義務がなく、施工業者の見落としなどが原因で石綿が飛散するケースがありました。こうしたケースを是正するため、ある一定規模以上の工事の場合、石綿の有無の事前調査結果を報告することが義務付けられました。

●石綿（アスベスト）とは

石綿は天然にできた鉱物繊維で、極めて細い繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性から、建材（吹き付け材、保温・断熱材、スレート材など）、摩擦材（自動車のブレーキライニングやブレーキパッドなど）、シール断熱材（石綿紡織品、ガスケットなど）等の工業製品に使用されてきました。

しかし、肺がんや中皮腫を発症する発がん性が問題となり、現在は、原則として製造・使用等が禁止されています。

●事前調査は以前から必要

建築物・工作物等の解体・改修工事を行う施工業者は、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿の使用有無の調査（事前調査）を行う必要があります。

なお事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が

行います。

※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいとされています。

●事前調査結果の報告が必要に

4月より事前調査だけではなく、図1にあるように一定規模以上の工事では、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行うことが必要になりました。

報告は、事前調査結果報告システムを使用することで1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

●当社の取り組み

当社では、新規管理受託の際、オーナーさまから「物件調査確認書」をいただくようにしています。

そこでオーナーさまから、石綿使用調査結果の記録の有無について情報提供を受け、調査結果の記録が有る場合は、その資料の提供をお願いしています。こうした調査資料提供をお願いする理由は2つあります。